

宮古市林業振興ビジョン 「実行計画」

(2025(令和7)年度～2029(令和11)年度)

令和7年3月

岩手県宮古市

目 次

1	策定の趣旨	1
（1）	策定の目的	1
（2）	ビジョンの性格	1
（3）	計画期間	2
2	ビジョンの基本理念≪施策の推進体系図≫	3
3	基本事業の方向性	4
（1）	計画的な森林整備の推進	4
（2）	地域材の利用推進	5
（3）	特用林産物の産地力向上	6
（4）	担い手の確保・育成	6
（5）	森林・林業体験活動の推進	7
4	重点施策（コア・プロジェクト）	8
5	施策の推進	9
6	各セクターに求められる役割	9
7	目標指標・目標値	10

【資料】

1	宮古市の森林資源の概況	12
（1）	森林面積・森林蓄積	12
（2）	民有林の状況	13
①	樹種と面積	13
②	人工林	13
③	天然林	14
2	「宮古市林業振興ビジョン」の実績値（令和6年6月）	17

【資料】	宮古市産業振興条例	21
------	-----------	----

【資料】	宮古市林業振興ビジョン策定委員会要綱	23
------	--------------------	----

宮古市林業振興ビジョン「実行計画」

1. 策定の趣旨

(1) 策定の目的

宮古市林業振興ビジョン（以下、「ビジョン」という。）は、林業の進むべき方向性とこれを達成するための基本的な方針を示すため、平成 28 年からスタートしました。

国は、平成 31 年 4 月に「森林経営管理法」と「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」を施行しました。

「森林経営管理法」は、経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者の委託を受け経営管理することや、林業経営体に再委託することにより、森林経営の効率化と森林の管理の適正化を促進するものです。

「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」は、パリ協定の枠組みの下における日本の温室効果ガス排出ガス削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設されたものです。

岩手県は、平成 30 年度に策定した「いわて県民計画（2019～2028）」の第 2 期アクションプラン「地域振興プラン（令和 5 年度～令和 8 年度）沿岸広域圏」において、「意欲と能力のある林業経営体の育成と計画的な森林整備」、「地域材の安定供給と利活用の促進」、「特用林産物の産地力の向上」に取り組んでいます。

(2) ビジョンの性格

このビジョンは、宮古市総合計画（令和 7 年 3 月策定）を上位計画とした「宮古市産業立市ビジョン」の政策分野別の実行計画として、本市の林業分野の重点事業（コア・プロジェクト）を定めるものです。

なお、本ビジョンは民有林（宮古市森林整備計画の区域）を対象としています。また、宮古市森林整備計画や他の関連する計画などとの整合性を取り、連携を図りながら推進することとします。

(3) 計画期間

2025（令和7）年度～2029（令和11）年度

宮古市総合計画

<分野別基本施策>

活力に満ちた産業振興都市づくり

宮古市産業立市ビジョン

宮古市農業振興ビジョン

宮古市林業振興ビジョン

宮古市水産振興ビジョン

宮古市商業振興ビジョン

宮古市工業振興ビジョン

宮古市観光振興ビジョン

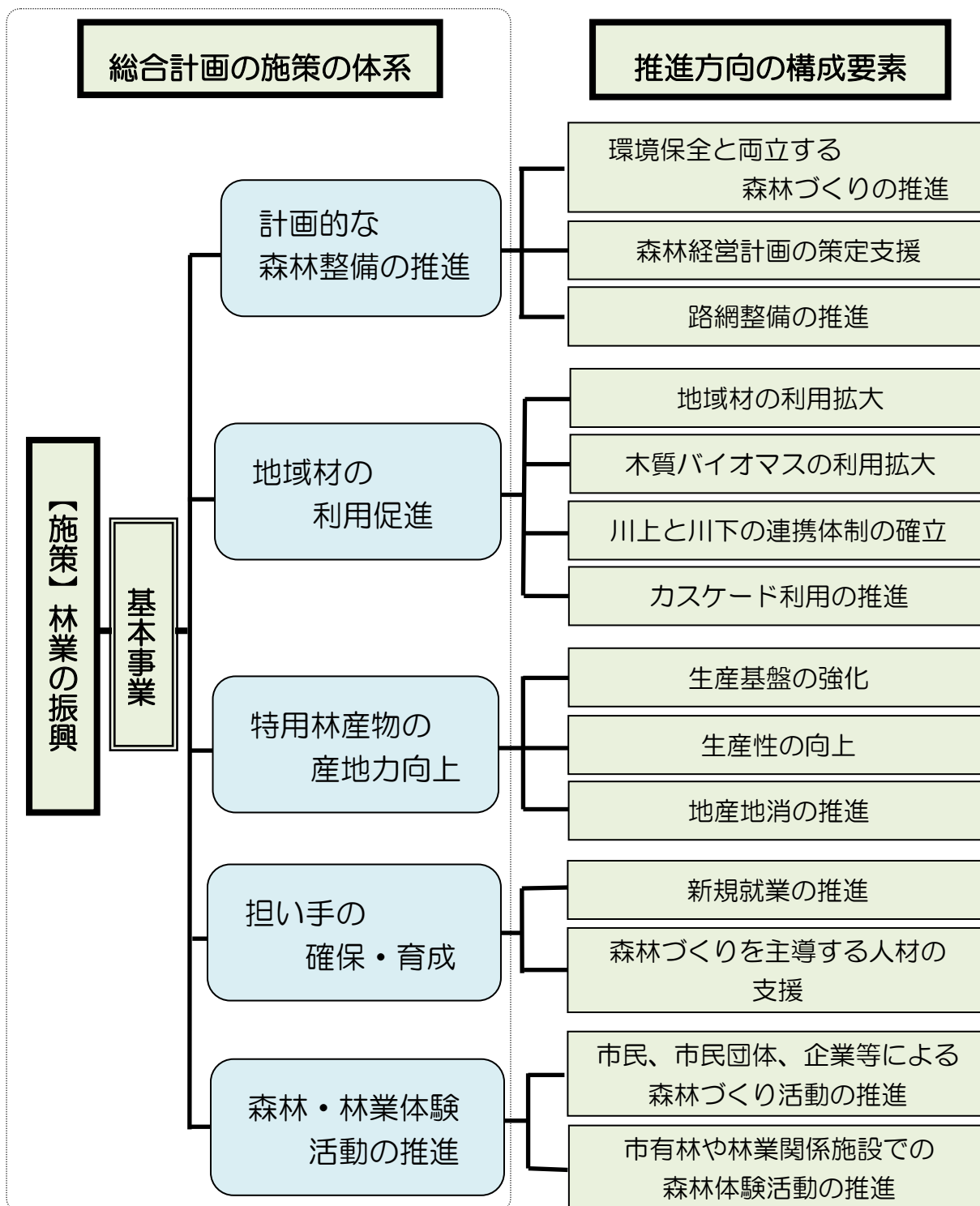
宮古市港湾振興ビジョン

2 ビジョンの基本理念

本市は、国、県の方針や計画と調和を保ちつつ「豊富な森林資源」と「木材産業の集積」という2つのメリットを生かし、林業の振興に取り組みます。

「持続可能な森林経営サイクルの構築」を林業関係者の共有するビジョンとして掲げ、5つの基本事業を通して目標の達成を目指します。

《施策の推進体系図》



3 基本事業の方向

(1) 計画的な森林整備の推進

① 環境保全と両立する森林づくりの推進

- ・平成31年4月にスタートした森林経営管理制度に基づき、経営管理が行われていない森林の適切な管理に取り組み、森林利用と環境保全の両立を図ります。
- ・ナラ枯れ被害の拡大を抑制するため、森林病虫害の防除に努めます。
- ・シカ等による食害を抑制するため、獣害の防除に努めます。

② 森林経営計画の策定支援

- ・計画的な森林整備を進めるため、森林所有者への森林経営計画制度の周知を図るとともに、計画策定に必要な林地情報等のデータを提供し、森林経営計画の策定を支援します。
- ・自伐型林業を推進するため、自伐型林業者が自ら森林経営計画を策定できるよう支援体制を進めます。
- ・経営管理権集積計画作成の委託事業を新設し、市町村森林経営管理事業の実施などによって、計画的な森林整備を推進します。

③ 路網整備の推進

- ・持続可能な森林経営を推進するため、森林の保育、伐採、造林の循環利用を図るほか、施業に必要な壊れにくい作業道の整備を進めます。

プロジェクト名	プロジェクト概要	主な取組内容
森林経営管理事業	森林の経営管理について、森林所有者から意向を確認し、森林経営に適した森林は林業経営体に、森林経営に適さない森林は環境林としての整備を主眼に市が管理を行う。	・森林の計測・解析 ・山林所有者の意向調査 ・森林の適切な経営管理 ・経営管理権集積計画作成の委託事業を新設し、計画的な森林整備の推進
森林づくり事業	森林経営計画の策定を支援するとともに、森林の有する公益的機能の維持及び持続可能な森林経営を推進する。	・森林経営計画策定支援 ・森林整備への補助金交付（再造林、間伐、作業道整備等） ・森林病虫害の防除

(2) 地域材の利用促進

① 地域材の利用拡大

- ・木材の地産地消をさらに進めるため、地域材を使用した木造住宅・建築物への支援を行います。
- ・市の公共建築物について、地域材の利用を推進します。
- ・地域材の利用に係る支援補助の活用を促進するため、市ホームページやSNSなどにより積極的な情報発信に努めます。

② 木質バイオマスの利用拡大

- ・薪ストーブやペレットストーブのほか、小型のバイオマスボイラーなど木質燃料を使用するバイオマス設備の導入を推進します。

③ 川上と川下の連携体制の確立

- ・木材産業が集積している本市の特長を生かし、市場性の高い製材品の供給に資するよう情報収集に努め、必要な支援に取り組みます。
- ・木材利用の観点から林業関係者が情報共有し、生産から加工流通を円滑に行うための組織化を図ります。

④ カスケード利用の推進

- ・木材加工の過程で産出される残材のカスケード利用や、保育間伐などで山林に放置されている残材の有効利用に取り組みます。

プロジェクト名	プロジェクト概要	主な取組内容
地域材・木質バイオマス利用促進事業	豊富な森林資源を有効活用するため、地域材・木質バイオマスの利用を促進する。	・地域材利用への補助金交付 ・木質バイオマスのエネルギー利用の推進
地域木材生産活用研究会	木材利用の川上から川下までを共有できる組織を作り、木材の生産から利用を一体的に意見交換できる場を設け、施策に反映する。	・宮古ものづくりネットワーク林産部会をベースに検討

(3) 特用林産物の産地力向上

① 生産基盤の強化

- ・原木しいたけの産地力向上のため、ほだ木、種駒、生産設備等生産基盤の強化を図ります。

② 生産性の向上

- ・宮古市しいたけ主産地化推進協議会の活動を支援し、原木しいたけの生産性向上を図ります。

③ 地産地消の推進

- ・学校や社会福祉施設での給食のほか、産直施設などでの販売による地産地消を推進します。

プロジェクト名	プロジェクト概要	主な取組内容
特用林産物生産施設整備事業	原木しいたけの生産基盤を強化するとともに、原木しいたけの周知を図り、生産性向上につなげる。	・生産基盤導入への補助金交付 (ほだ木、種駒、生産設備) ・産業まつりへの出品支援

(4) 担い手の確保・育成

① 新規就業の推進

- ・林業への新規就業を希望する者が、林家や林業経営体で実際に働きながら技術の習得に取り組む「インターンシップ研修」による林業の担い手の育成を推進します。
- ・新規就業希望者や森林所有者が林業に必要な知識や技術を習得できるよう、フォーラムや講習会等を開催します。
- ・林業の魅力、新規就業者支援制度について、市ホームページやSNSなどにより積極的な情報発信にします。
- ・地方への移住に関心がある首都圏在住者等を対象にした移住イベント等に参加し、林業への新規就業に向けた周知を図ります。
- ・兼業で林業に携わる担い手の育成を検討します。
- ・いわて林業アカデミーなどへの受講支援を図ります。

② 森林づくりを主導する人材の支援

- ・研修生を受け入れる林家を支援します。

プロジェクト名	プロジェクト概要	主な取組内容
林業担い手確保育成事業	林業への新規就業を希望する者や森林所有者を支援し、林業の担い手の育成を推進する。	・新規就業希望者及び研修生受入林家への補助金交付 ・フォーラム、講習会等の開催 ・パンフレットの作成 ・移住イベント等による周知

(5) 森林・林業体験活動の推進

① 市民、市民団体、企業等による森林づくり活動の推進

- ・SDGsに貢献する森林の役割や森林が持つ公益的機能の重要性の理解を深めるため、森林環境教育を実施します。
- ・市民の森林への関心を高めるため、市有林や森林施設を活用した森林・林業体験活動事業を森林インストラクターなどとの協働により推進します。
- ・市民、市民団体及び企業などの森林づくり活動を支援するとともに、そのフィールドとして市有林を活用します。

② 市有林や林業関係施設での森林体験活動の推進

- ・森林を活用するスポーツツーリズムなどと連携し、交流人口の増加を図ります。

プロジェクト名	プロジェクト概要	主な取組内容
森林・林業体験推進事業	市有林を活用し、市民、企業等による森林づくりや森林を活用したイベントへの参画を推進する。	・森林環境教育の実施 ・しいたけ植菌体験等林業体験イベントの開催 ・森林づくり活動のための市有林の活用 ・森林を活用したスポーツツーリズムとの連携

4 重点施策（コア・プロジェクト）

宮古市産業立市ビジョンの部門別計画における「林業の振興」を図るため、次のようにコア・プロジェクトを定める。

重点施策	施策の内容	具体例等
森林経営管理事業	森林の経営管理について、森林所有者から意向を確認し、森林経営に適した森林は林業経営体に、森林経営に適さない森林は環境林としての整備を主眼に市が管理を行う。	・ 森林の計測・解析 ・ 山林所有者の意向調査 ・ 森林の適切な経営管理 ・ 経営管理権集積計画作成の委託事業を新設し、計画的な森林整備の推進
森林づくり事業	森林経営計画の策定を支援するとともに、森林の有する公益的機能の維持及び持続可能な森林経営を推進する。	・ 森林経営計画策定支援 ・ 森林整備への補助金交付（再造林、間伐、作業道整備等） ・ 森林病虫害の防除
地域材・木質バイオマス利用促進事業	豊富な森林資源を有効活用するため、地域材・木質バイオマスの利用を促進する。	・ 地域材利用への補助金交付 ・ 木質バイオマスのエネルギー利用の推進
特用林産物生産施設整備事業	原木しいたけの生産基盤を強化するとともに、原木しいたけの周知を図り、生産性向上につなげる。	・ 生産基盤導入への補助金交付（ほだ木、種駒、生産設備） ・ 産業まつりへの出品支援
林業担い手確保育成事業	林業への新規就業を希望する者や森林所有者を支援し、林業の担い手の育成を推進する。	・ 新規就業希望者及び研修生受入林家への補助金交付 ・ フォーラム、講習会等の開催 ・ パンフレットの作成 ・ 移住イベント等による周知

5 施策の推進

施策の推進にあっては、宮古市産業振興条例（平成 28 年 3 月 28 日、条例第 21 号）に示す基本理念に基づき、市、事業者、産業関係団体及び市民の相互協力により推進します。

また、具体的な施策は、「宮古市総合計画」及び予算計上により実施します。

なお、産業振興施策を推進するため、「宮古市産業立市ビジョン策定委員会」委員や学識経験者などで構成する「宮古市地域経済活性化連携会議（仮称）」を設置し、毎年度、これら計画や予算等について進行管理・実績評価、意見交換を行います。

6 各セクターに求められる役割

区 分	役 割
森林組合	・ 森林経営計画の策定と推進 ・ 森林所有者への森林経営のノウハウに関するコンサルティング ・ 低コストで高品質な木材生産の指導
森林所有者	・ 適切な造林と森林の持つ公益的機能の維持 ・ 計画的な森林保育 ・ 森林経営計画への参画 ・ 利用間伐や特用林産物生産など経営の多角化 ・ 次世代への所有森林情報などの継承
素材生産業者	・ 森林の維持と環境保全に配慮した生産活動 ・ 森林所有者の持続可能な森林経営に配慮した生産活動 ・ 担い手の育成と低コスト作業システムの導入
木材加工業者・住宅建築業者	・ 川上から川下まで、業種間連携による地域材のカスケード利用の推進 ・ 間伐材など未利用資源の利用促進 ・ 木造住宅などへの地域材の利用促進 ・ 付加価値の高い木材加工製品の開発
特用林産物生産者団体	・ 組織活動の活性化 ・ 栽培・製品化技術の向上と担い手の育成 ・ 生産基盤の強化と生産拡大
市民・各種団体 一般企業	・ 森林・林業体験、森林づくり活動、環境保全、地産地消促進などの活動への参加

7 目標指標・目標値

宮古市総合計画（後期基本計画）の部門別計画において、次のとおり林業分野の「目標指標・目標値」を設定しています。

指標	参考値 (H30)	現状値 (R5)	目標値 (R11)
①林業総生産額の増加 (百万円)	1,293	722	758
②素材生産量 (m ³)	192,317	75,948	140,733
③森林経営計画策定面積(単年度分) (ha)	278	257.33	334.53
④森林整備面積 (ha)	355	303	393
⑤経営管理権集積計画面積 (ha)	—	0	250
⑥地域材利用住宅建築数 (棟)	31	7	30
⑦木質燃料使用設備設置台数 (台)	8	6	9
⑧乾しいたけ生産量 (kg/人)	126	122	134
⑨しいたけ生産量 (t)	11.6	6.6	6.6
⑩新規就業者数 (当該年度の支援事業利用者)	4	3	3
⑪自伐型林業経営者数 (人)	—	2	5
⑫体験事業等参加者数 (人)	1,249	420	630

※目標値（R11）の考え方

- ①総合計画の施策（林業の振興）の指標と目標値の再掲になります。
- ②林業総生産額の補助数値として私有林の素材生産量を設定しました。
- ③林業の振興全般の指標として設定しました。現状の130％を目標値としました。
- ④総合計画の指標と目標値の再掲になります。
- ⑤森林経営管理事業において、市に委託意向がある森林所有者の森林のうち、市が経営管理を行うべきと判断した森林について作成する経営管理権集積計画面積を指標として設定しました。R11までの累計面積を目標値としました。
- ⑥総合計画の指標と目標値の再掲になります。
- ⑦薪ストーブ等木質燃料を使用する設備の設置台数を指標としました。現状の150％を目標値としました。
- ⑧総合計画の指標と目標値の再掲になります。
- ⑨しいたけ全体の1年間の生産量とし、現状維持を目標値としました。
数値は当該年度に事業を活用している人数になります。

- ⑩総合計画の指標と目標値の再掲になります。
- ⑪支援事業を経て自伐型林業に従事者する者の人数を目標値として設定しました。
- ⑫総合計画の指標と目標値の再掲になります。

【資料】

1 宮古市の森林資源の概況

(1) 森林面積・森林蓄積

本市の森林面積は11万5,377haで市の総土地面積の91.6%を占めており、岩手県の市町村で最も広い森林面積となっています。

また、森林面積の約28.6%が国有林、約71.4%が民有林となっています。

＜宮古市の森林面積と蓄積＞

区分	面積(ha)	蓄積(千m ³)
国 有 林	32,998	2,681
民 有 林	82,379	14,049
合 計	115,377	16,730
市の総土地面積	125,915	
森林の割合	91.6	

出典：令和4年度版岩手県林業の指標（岩手県 R3 実績）

＜県内市町村別森林面積 上位10市町の状況＞

順位	市町村	国有林 (ha)	民有林 (ha)	森林面積 (ha)	民有林 の割合 (%)	総土地 面積(ha)	森林の 割合 (%)
1	宮古市	32,998	82,379	115,377	71.4	125,915	91.6
2	岩泉町	31,011	61,299	92,330	66.4	99,236	93.0
3	一関市	10,241	69,225	79,466	87.1	125,642	63.2
4	八幡平市	45,942	23,194	68,686	33.8	86,230	79.7
5	遠野市	29,524	38,717	68,240	56.7	82,597	82.6
6	盛岡市	16,848	48,022	64,870	74.0	88,647	73.2
7	花巻市	27,407	32,049	59,457	53.9	90,839	65.5
8	奥州市	24,170	34,463	57,633	58.8	99,330	59.0
9	久慈市	11,413	42,166	53,579	78.7	62,350	85.9
10	雫石町	39,322	13,936	53,258	26.2	59,074	90.2
	岩手県	390,129	781,718	1,171,847	66.7	1,527,501	76.7

出典：令和4年度版岩手県林業の指標（岩手県 R3 実績）

(2) 民有林の状況

(注意) 岩手県森林資源現況表（令和 6 年度）を使用したため、前項の森林資源の概況の数値とは一部異なります。

① 樹種と面積

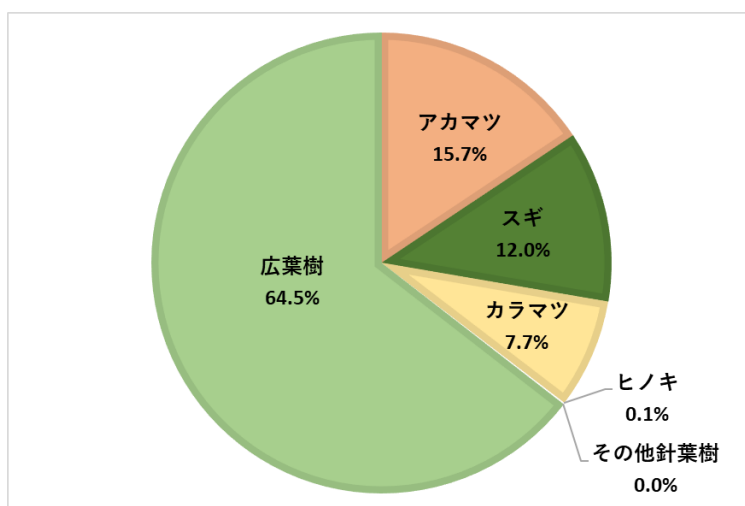
市の民有林の主な樹種と面積は、下表のとおりです。

針葉樹が 35.5%、広葉樹が 64.5%となっています。広葉樹の中ではナラ類が最も多い樹種です。

<針葉樹と広葉樹>

(単位：ha)

針葉樹					広葉樹
アカマツ	スギ	カラマツ	ヒノキ	その他	51,632
12,536	9,635	6,136	80	37	
28,793					



出典：岩手県森林資源現況表（令和 6 年度）

② 人工林

人工林の面積は、2万 7,063ha で人工林率は 33.9%です。

齢級別の構成は、13 齢級をピークに 12 齢級から 15 齢級が多く、弱齢級と高齢級が少ない構成になっています。

スギの齢級別の構成は、人工林全体とほぼ同じ構成になっていますが、カラマツは、7 齢級と 8 齢級と 13 齢級と 14 齢級にピークがある構成になっています。

カラマツの齢級別の構成は、かつてカラマツの価格低下等によりスギ等への樹種転換が図られたため 9 齢級から 12 齢級が少なくなっていますが、その後、他樹種における雪害、風害の増加やカラマツの価格上昇により、成長が

早く雪害等を受けにくいカラマツの造林が進んだことから、6 齢級から 8 齢級が多い構成になっています。

人工林の蓄積は、839 万 3,935 m³で全蓄積の 48.3%となっています。

③ 天然林

天然林の面積は、5 万 2,993ha で民有林の約 66.1%を占めています。

齢級別の構成は、5～8 齢級と 13～15 齢級が多い構成になっています。

天然林は、戦後の国の拡大造林政策により天然林が伐採され、スギやアカマツ等への転換が図られたことから、9 齢級から 11 齢級が少ない構成になっています。

天然林の蓄積は、898 万 7,193 m³で全蓄積の 51.7%となっています。

<人工林と天然林>

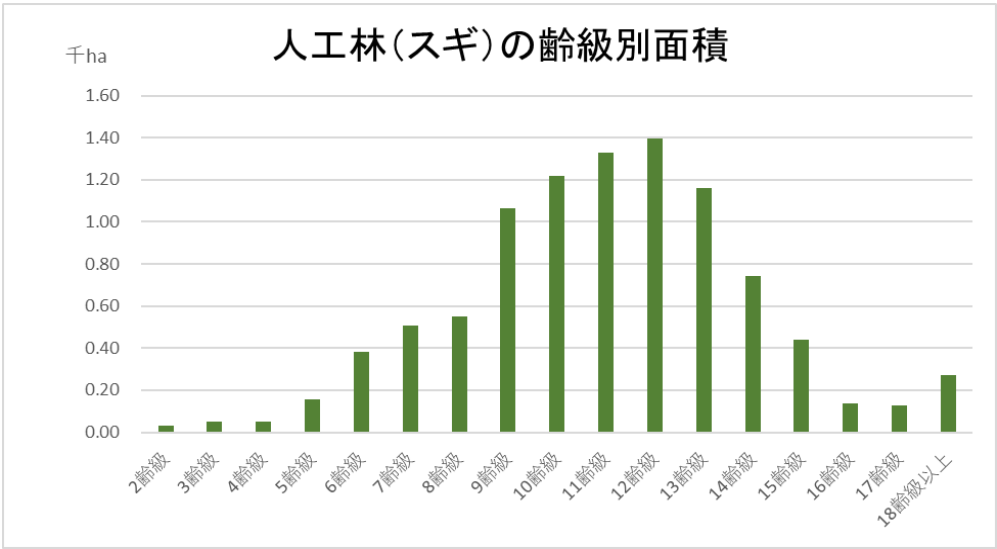
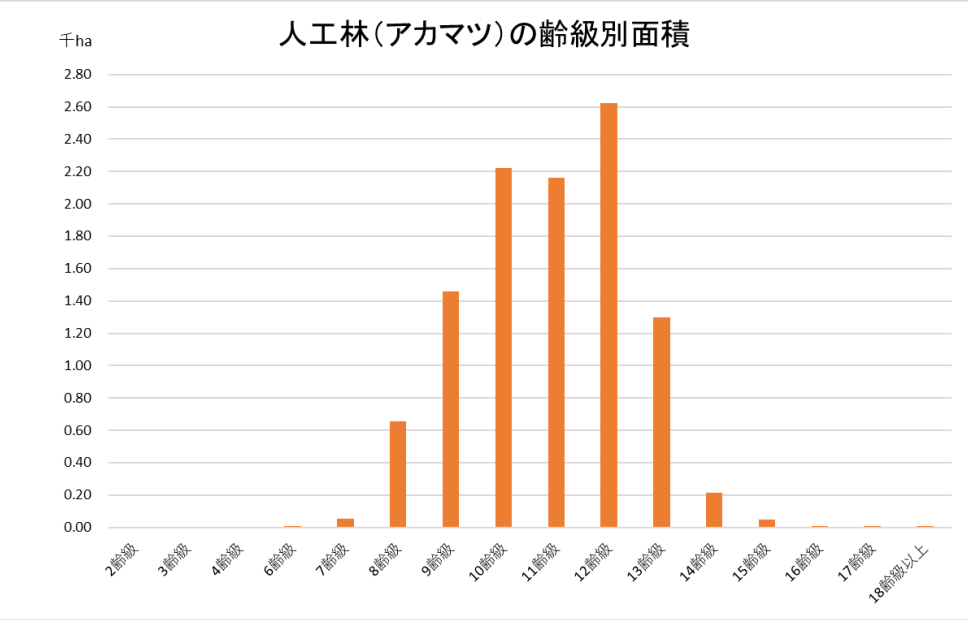
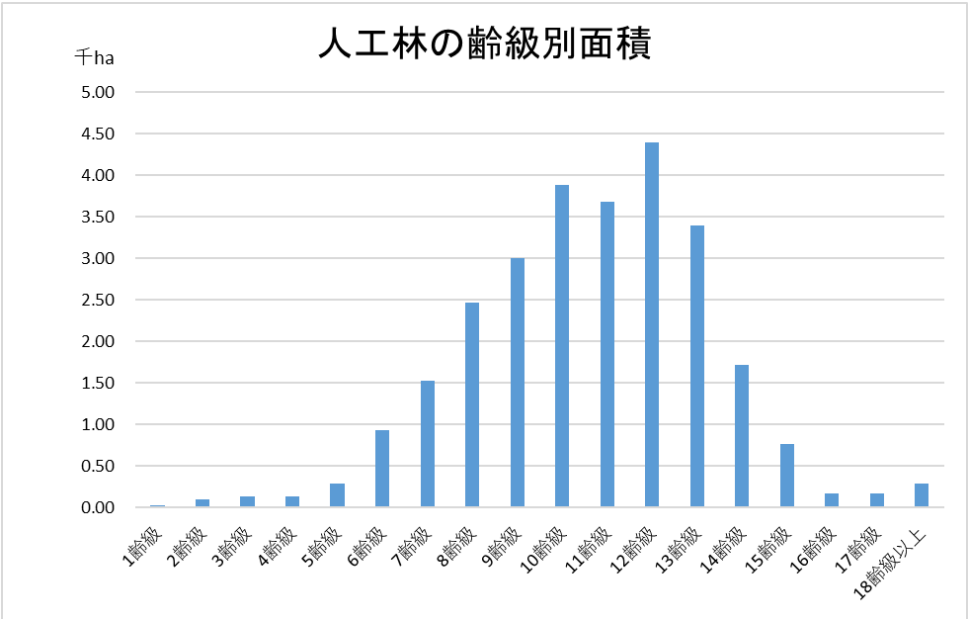
	面積(ha)	割合(%)	蓄積(ha)	割合(%)
人工林	27,063	32.9	8,394	48.3
天然林	52,993	64.3	8,987	51.7
計	80,056	97.2	17,381	100.0
その他	2,311	2.8	—	—
計	82,367	100.0	17,381	

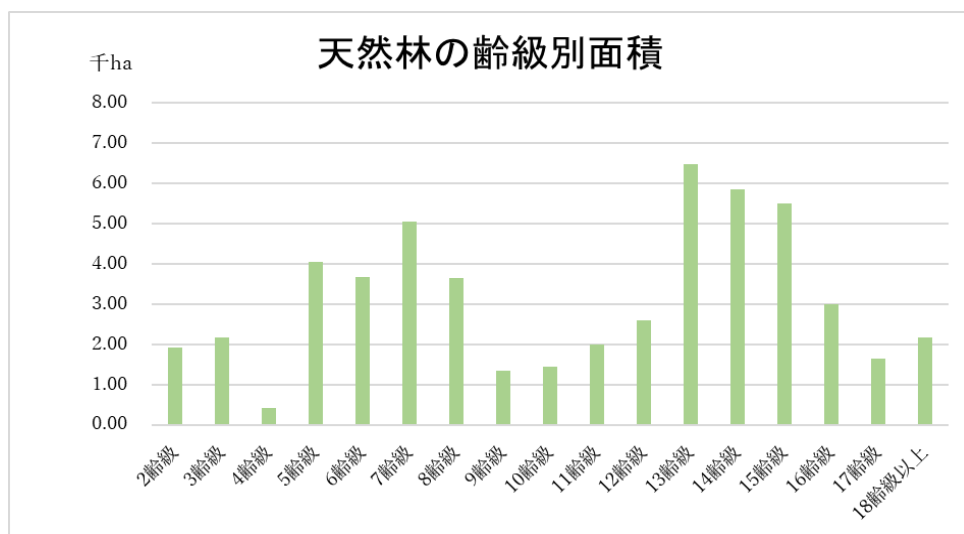
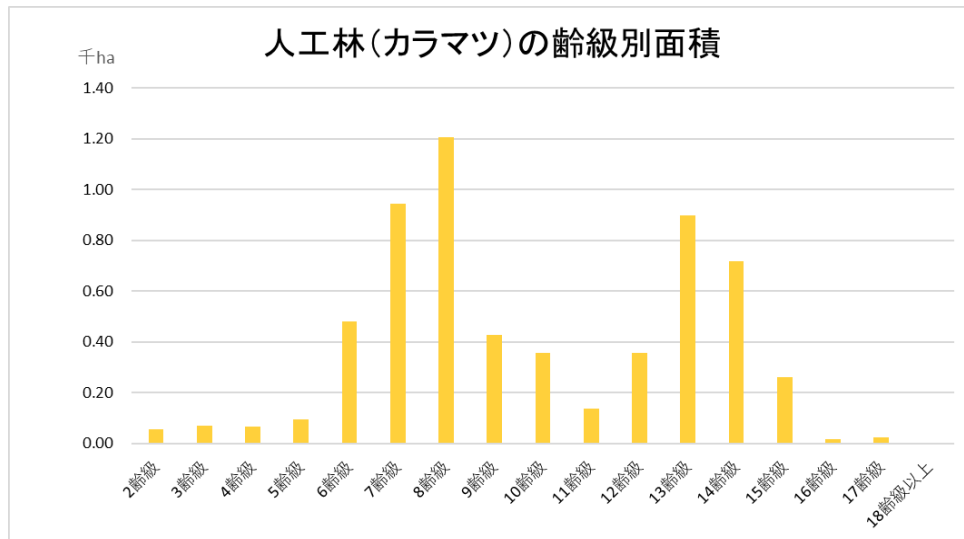
※「その他」は、無木立地、竹林、更新困難地、及び伐採跡地の合計面積

出典：岩手県森林資源現況表（令和 6 年度）



ドローンで黒森市有林から川井方面を撮影





出典：岩手県森林資源現況表（令和6年度）※数値データをグラフ化したもの。



ヘリコプターから田老の沿岸上空を撮影



シイタケ植菌体験の様子

2 「宮古市林業振興ビジョン」の実績値（令和6年6月）

（1） 計画の期間

令和4年から令和6年までの3年間

（2） 各指標（数値目標）の実績

【ビジョン】 持続可能な林業経営サイクルの構築

指標	参考 (R1)	参考 (R2)	参考 (R3)	R4 実績	R5 実績	達成度 (%)	目標 R6
林業総生産額 (百万円)	(H29) 1,321	(H30) 1,047	(R1) 1,028	(R2) 1,004	(R3) 722	45.9	1,570
森林経営計画 策定面積 (ha) (単年度分)	162	421	101	280	356	98.8	360

※ 以下、達成度(%)は、目標値に対するR5実績の割合。

【基本事業①】 計画的な森林整備の推進

指標	参考 (R1)	参考 (R2)	参考 (R3)	R4 実績	R5 実績	達成度 (%)	目標 R6
森林整備面積 (ha)	305	336	262	271	303	65.6	462
山林所有者への 意向調査面積 (ha) (累計面積)	—	74	304	737	1,226	39.2	3,126

【基本事業②】 地域材の利用促進

指標	参考 (R1)	参考 (R2)	参考 (R3)	R4 実績	R5 実績	達成度 (%)	目標 R6
地域材利用住宅 建築数 (棟)	16	14	18	8	7	35.0	20
上段：総数	8	0	3	2	0		
下段：被災者再建分							
木質燃料使用設備 設置台数 (台)	12	7	9	11	6	50.0	12

【基本事業③】 特用林産物の利用拡大

指標	参考 (R1)	参考 (R2)	参考 (R3)	R4 実績	R5 実績	達成度 (%)	目標 R6
乾しいたけ生産量 (kg/人)	174	176	112	167	122	62.2	196
しいたけ生産量 (トン)	7.9	7.2	3.8	6.2	4.2	28.0	15

【基本事業④】 担い手の確保・育成

指標	参考 (R1)	参考 (R2)	参考 (R3)	R4 実績	R5 実績	達成度 (%)	目標 R6
林業新規就業者数 (人) (当該年度の支援 事業利用者数)	1	1	1	1	3	100.0	3

【基本事業⑤】 森林・林業体験活動の推進

指標	参考 (R1)	参考 (R2)	参考 (R3)	R4 実績	R5 実績	達成度 (%)	目標 R6
体験事業等参加者数 (人)	1,356	59	258	432	329	23.8	1,380
森林を活用した企業・ NPO法人等との 連携数 (件)	1	0	0	0	0	0.0	3

(3) 増減理由及び評価検証

指標	達成度 (%)	主な増減理由	評価検証
森林経営計画 策定面積 (ha) (単年度分)	98.8	—	民有林については、所有者との合意形成が必要であり、林班毎の面積が異なるため、年度により策定面積が増減する。
山林所有者への 意向調査面積 (ha) (累計面積)	39.2	目標値はR6までの累計面積であるのに対し、実績値はR5までの累計面積につき達成度が低い。	各年度の調査区域は当初の計画から変更していない。 調査にあたっては、計画区域のうち境界が不明瞭な山林等を調査対象から除外しているため、実績面積が減少する。
地域材利用住宅 建築数 (棟)	35.0	被災者再建住宅の建築数が減少したことによる。	被災者再建住宅の建築数は収束している。地域材の利用について情報発信を行っているが、実績としては目標値を下回った。
木質燃料使用設備 設置台数 (台)	50.0	新築住宅の建築数が減少したことによる。	新築に合わせて薪・ペレットストーブを導入するケースが多い。新築にかかわらずストーブ設置補助受けられることから情報発信を行っているが、実績としては目標値を下回った。
乾しいたけ生産量 (kg/人)	62.2	春の高温、朝晩の低温、その後の降雨、乾燥等、天候により生産量が減少した。	しいたけ生産者は減少傾向にあるが、各種品評会で入賞する等、優れた品質が維持されている。
しいたけ生産量 (トン)	28.0	生産者の減少による。	しいたけ生産者は5年間で7.3%減少している。 また、高齢化や生産規模縮小が進行している。

指標	達成度 (%)	主な増減理由	評価検証
林業新規就業者数 (人) (当該年度の支援 事業利用者数)	100.0	森林施業講習等をきっかけに令和 5 年度において新たに 2 名の支援事業利用者があったことによる。	R 1 から R 3 の支援事業利用者はしいたけ栽培。R 4・5 は林業。林業については、フォーラムやチェーンソー講習等による情報発信の成果があると考察される。
体験事業等参加者数 (人)	23.8	令和 2 年度以降、企業による植林活動の開催がないことによる。	体験事業参加者数（しいたけ植菌、植林、かわい木の博物館）は、コロナ禍により減少したが、回復傾向にある。
森林を活用した企業・ NPO 法人等との 連携数 (件)	0.0	令和 2 年度以降、市有林地内の一角を用いて植林を行う企業がないことによる。	コロナ禍以降活動が無い。

【資料】

宮古市産業振興条例

平成28年3月28日 条例第21号

(目的)

第1条 この条例は、市の産業の発展と地域経済の更なる活性化を図るため、産業の振興に関し、基本理念を定め、市、事業者及び産業関係団体の役割及び責務を明らかにするとともに、産業の振興に関し基本となる事項を定めることにより、産業基盤の安定及び強化を促進し、もって地域社会の発展及び市民生活の一層の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 市内において事業活動を行う者をいう。
- (2) 産業関係団体 商工会議所、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、観光文化交流協会その他市内において経済活動又は地域産業の振興を行う団体をいう。

(基本理念)

第3条 産業の振興は、事業者の創意工夫及び自助努力を基に、市、事業者、産業関係団体及び市民が相互に協力して推進されなければならない。

(基本方針)

第4条 市における産業の振興は、次に掲げる方針を基本として推進されなければならない。

- (1) 事業者が自らの創意工夫を生かして事業活動に取り組むこと。
- (2) 事業者が他の産業との連携、事業の継続及び継承、事業に係る技能の継承、研究開発の推進並びに新たな事業分野への事業展開に取り組むこと。
- (3) 事業者が環境保全の観点に立った事業活動に積極的に取り組むこと。
- (4) 市、事業者及び産業関係団体が相互に連携して、市の特徴を生かした産業を発展させること。
- (5) 市、事業者及び産業関係団体が社会的な責任を認識し、その責任を果たすことができる事業の創造に取り組むこと。

(市の役割及び責務)

第5条 市は、事業者及び産業関係団体と連携し、産業の振興に関する施策を推進するものとする。

2 市は、産業の振興に関する施策の推進に当たっては、国及び岩手県その他の地方公共団体との連携に努めるものとする。

3 市は、事業者の受注の機会の拡大に努めるものとする。

(事業者の役割及び責務)

第6条 事業者は、自らの事業の発展、経営の革新、地域からの雇用の促進及び継続、人材の育成並びに従業員の福利厚生の向上に努めるものとする。

2 事業者は、産業関係団体に加入するよう努めるとともに、地域社会における責任を自覚し、市が行う産業の振興に関する施策及び産業関係団体が行う産業の振興のための事業活動に協力するよう努めるものとする。

3 市内の商店街において事業を営む者は、当該商店街で事業を営む者が組織する産業関係団体に加入するよう努めるものとする。

（産業関係団体の役割及び責務）

第7条 産業関係団体は、事業者の自主的な努力及び創意工夫の取組並びに産業間又は事業者間の連携を支援し、情報の発信に努めるとともに、産業の振興のための事業活動を通じて地域社会に貢献するよう努めるものとする。

2 産業関係団体は、事業者の事業活動を支援するとともに、主体的に、又は市と連携して、産業の振興に関する施策及び地域の活性化に資する施策を積極的に実施するよう努めるものとする。

（市民の理解及び協力）

第8条 市民は、産業の振興が地域の活性化に寄与することについて理解を深めるとともに、市が行う産業の振興に関する施策等に協力するよう努めるものとする。

（産業の振興に関する意見交換会の開催）

第9条 市長は、産業の振興に関する施策を推進するため、意見交換会等の必要な会議を開催するものとする。

（補則）

第10条 この条例の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

【資料】

宮古市林業振興ビジョン策定委員会要綱

平成27年6月12日 告示第115号
改正 令和元年7月11日告示第20号

(設置)

第1条 宮古市林業振興ビジョンの策定に関し意見を求めるため、宮古市林業振興ビジョン策定委員会を置く。

(組織)

第2条 宮古市林業振興ビジョン策定委員会(以下「委員会」という。)は、委員12人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の役職員
- (3) 公募による者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日から宮古市林業振興ビジョンの策定が完了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を1人置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、産業振興部農林課において処理する。

(補則)

第6条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この告示は、平成27年6月12日から施行する。

2 宮古市林業振興ビジョン策定委員会要綱(平成22年宮古市告示第141号)は、廃止する。

附 則(令和元年7月11日告示第20号)
この告示は、令和元年7月11日から施行する。

宮古市林業振興ビジョン策定委員会 委員名簿

(任期:令和6年7月18日 から策定完了まで)

No.	役職	所属等	職 名	氏 名
1	委員長	宮古地方森林組合	参事	中居 克広
2	副委員長	齋徳林業	代表	齋藤 眞琴
3	委 員	森林総合研究所東北支所	研究専門員	大塚 生美
4	委 員	三陸北部森林管理署	総括森林整備官	日下 紀子
5	委 員	沿岸広域振興局 宮古農林振興センター林務室	林業振興課長 兼上席林業普及指導員	田島 大
6	委 員	ホクヨープライウッド株式会社 宮古工場	資材課長	伊香 立司
7	委 員	株式会社小林三之助商店 岩手工場	係長	阿部 剛
8	委 員	宮古市しいたけ主産地化推進 協議会	会長	涌田 幸栄
9	委 員	三ヶ尻林業	代表	三ヶ尻 真浩
10	委 員	宮古地方森林組合	伊藤 嘉奈子	林産課 主事